

**生活安全・危機管理・消防・情報化社会
特別委員会**

平成20年7月14日

危機管理対策・消防対策の推進について

安全管理局

1 身近な安全・安心サポートの推進

(1) 地域における防火・防災・危機管理対応力向上への支援

ア 防火・防災等に関する地域等への支援

大規模地震等の災害に備え、地域の防火・防災体制の確立を図るため、家庭防災員の委嘱、「町の防災組織」への活動費補助を行うとともに、防火管理講習等、自衛消防隊操法訓練等を実施し、各事業所の防火管理体制、自主防災体制の充実・強化を図ります。

イ 横浜防災ライセンスの普及促進

発災直後の救助活動・その後の避難場所の運営や平常時の防災訓練等の場で、地域防災のリーダーとなる人材を育成し、地域防災力の向上を図ります。

ウ 地域安全情報の発信

災害時に予想される様々な危険を回避するための情報（わいわい防災マップ、洪水ハザードマップ等）を、インターネット、各種広報媒体を活用し、事前に市民に周知するとともに、市民の防災意識の向上を図ります。

また、防災情報をEメールにより提供します。

エ 地域防災拠点等の充実

大地震による火災が多発し、延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する広域避難場所への誘導標識等の維持管理を行うとともに、地域防災拠点においては、災害時等における迅速・的確な救助活動が行える資機材と避難生活に必要な食糧や飲料水等を備蓄します。

(2) 防火・防災対策の推進

ア 住宅用火災警報器設置普及促進

住宅火災による死傷者の発生を防止し、被害を軽減するため、平成18年6月から設置が義務化された住宅用火災警報器について、市民に対して広報等を通じて十分な周知を行い設置の普及促進を図ります。

また、高齢者・障害者の世帯に対して、設置に係る費用の補助制度を拡充します。

イ 事前指導及び査察による安全確保

危険物施設及び建築物の安全性を確保し、火災等による被害を軽減することを目的に、設計段階で、火災予防上の諸規定の指導徹底を図ります。

また、防火対象物及び危険物施設に対して査察を実施し、施設、防火管理等の状況を確認するとともに、法令に違反する事項については、これを是正します。

2 あらゆる危機に対する即応体制の強化

(1) 危機管理体制の充実強化

ア 危機管理センターの整備

大規模地震をはじめ、あらゆる危機に対応するため、危機発生時から迅速・的確に緊急対策を決定できるよう、情報通信基盤を備えた本部運営室、本部会議室等を常設する危機管理センターを整備します。

危機管理センターは、平成 19 年度より市庁舎 5 階に整備中であり、平成 19 年度末には、本部運営室など、主要機能の一部を運用開始しております。平成 20 年度は引き続き本部会議室などの建築工事及び地図情報を用いて被害状況の全体像を迅速に把握する等の機能を備える危機管理システムの整備を進めます。(整備完了予定：平成 20 年度末)

イ 危機管理体制の確保

危機発生初動期に迅速・的確な対応をとるための危機管理体制を確保します。

ウ 危機管理計画の充実

横浜市防災会議及び横浜市国民保護協議会の開催、横浜市防災計画の見直し、横浜市国民保護計画の推進（国民保護計画・区別計画の策定支援）を図ります。

エ 横浜市危機管理戦略の推進

「横浜市危機管理戦略」の施策・事業を着実に推進していくため、各区局や関係機関等と連携しながら、総合的な危機管理施策の充実強化を図ります。

【重点課題への対策】(切迫性・重大性の高い危機への対策)

- ①大規模地震への対策
- ②新型インフルエンザへの対策
- ③危機発生時における行政対応力の強化

オ 危機対処・防災訓練の実施

風水害対策訓練、横浜市総合防災訓練、「防災とボランティアの日」防災訓練等、各種訓練を計画的に実施することにより、自然災害、都市災害などの災害、テロや感染症などの緊急事態等あらゆる危機に対処するための危機対処能力の向上、防災関係機関との連携強化、市民防災意識の高揚を図ります。

(2) 新たな救急救命体制の充実

ア 新たな救急システムの構築

救急業務の公正性・公平性を確保するとともに、救命率の一層の向上を図るため、119番通報の段階で緊急度・重症度を識別し、傷病者の状態に応じて救急隊・消防隊・ミニ消防隊等を弾力的に運用するとともに、通報の内容から救急隊を出場させる必要性がないと識別された場合に、医師・看護師等による適切なアドバイスと医療機関の情報提供を行なう救急相談サービスを開始するなど新たな救急システムを構築します。

イ 消防隊等への自動対外式除細動器（AED）等救急資器材の整備

重篤な傷病者の救命率の向上を目指すため、消防隊等に整備した自動体外式除細動器（AED）等の救急資器材を、20年度はミニ消防隊9隊に追加整備するとともに、新たに導入する救命活動車12台に整備します。

ウ 救急車の適正利用の推進

緊急に医療機関への搬送を必要としている人が、救急車を確実に利用できるような適正な利用について、あらゆる機会をとらえて市民に広報を実施します。

エ 応急手当の普及啓発の推進

救急隊が現場に到着する前に、市民等によって応急手当が行なわれ、救命率の向上がさらに図られるよう、AEDの取扱いを含む応急手当の普及啓発を図ります。

オ 救急活動の充実

あらゆる救急事案に迅速、的確に対応できるよう救急資器材の整備を行なうとともに、研修や活動後の事後検証を通して救急隊員の資質の向上を図ります。

(3) 消防体制の充実

ア 消火・救助活動の充実

多様化する火災等の災害に対し、迅速・的確な消火・救助活動を実施するため、各種資機材等を整備するとともに、基本的・実戦的な各種訓練を実施します。

イ 消防指令体制の充実

市民からの災害通報（119 番通報）を正確に受信し、迅速に出場指令を行うとともに、有線・無線通信ネットワークを駆使し、出場した消防隊・救急隊の的確な運用を図り、災害による被害を最小限に抑えます。

ウ 航空活動体制の充実

ヘリコプター2機を効率的に運用し、災害現場での情報収集・映像伝送や消火・救助・救急等の消防活動について、24時間・365日の常時即応体制の充実を図ります。

また、安全運航を維持していくための航空機整備体制の充実及び飛行場等に関わる施設・設備の保全に努めます。

(4) 消防団活動体制の充実

ア 消防団員への報酬の支給

会議、車両・器具の点検などの定例的な活動に対し年額報酬を支給するとともに、災害出場及び研修参加、防災・救命指導などの活動に対し出動報酬を支給します。

イ 資機材の整備

消防団活動を支える拠点としての器具置場の建設及び災害活動を行う積載車を購入するための補助金交付を見直し、本市で整備（原則四輪駆動の軽自動車タイプ）するほか、引き続き可搬式小型動力ポンプの更新や無線機の整備を行い災害対応力の向上を図ります。

また、既存の消防団車両・器具置場等の維持管理を行ないます。

ウ 活動運営体制の充実

消防団に交付してきた活動奨励費を廃止し、消防団活動に必要な経費を運営費として交付しますが、その用途は会議の開催経費や訓練経費、備品の購入などであり、公金として管理していくものです。

また、被服を貸与するとともに、消防団員の福利の充実を図るため、健康診断、公務災害補償並びに退職報償金の支給を行います。

(5) 執務体制の充実

ア 科学化・情報化の推進

消防技術の科学化・効率化を図るため、研究開発を推進します。

また、総合情報管理システムの適正な運用管理に必要な保守・プログラム改善を行なうとともに、電子市役所推進計画に基づく電子決裁等に対応するための情報基盤整備の充実を図ります。

イ 教育体制の充実

職員の人材養成の基本となる教育訓練を計画的に実施し、専門的知識・技術の修得、体力の向上等を図ります。

ウ 職員の福利厚生 of 充実

職員の執務環境の整備や、健康管理など福利厚生 of 充実を図るとともに、消防職員の採用試験や昇任試験を実施し、組織 of 充実及び活性化を図ります。

3 安全基盤 of 整備

(1) 危機管理に対応するための情報基盤 of 整備

ア 繁華街安心カメラ of 運用

市内都心部の主要繁華街 5 地区（横浜駅周辺、みなとみらい 21 地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるようにするため、災害等の緊急事態への対処及び予防並びに犯罪の抑止に活用することを目的として、計 250 台 of 繁華街安心カメラを運用します。

イ 緊急警報伝達システム of 整備

即時に対応が必要な情報について、国が瞬時に都道府県及び市区町村に伝達するシステム（全国瞬時警報システム（J-ALERT））に対応するため、平成 19 年度で整備が完了したデジタル移動無線システム等を活用して、緊急情報を市民に伝達するシステムを整備します。

ウ 防災情報通信システム of 運用

災害時をはじめとする危機発生時において、本市が行政として行うべき危機管理対策を情報面から支援するため、3つの情報通信システムである横浜市防災行政用無線システム、横浜市防災情報システム、横浜市リアルタイム地震防災システムの維持管理を行います。

エ 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）の整備

本市の防災・危機管理対応に必要な情報を集約・共有するために、車両動態位置管理や災害現場の映像の送受信を行うとともにとともに、関係機関と大容量光回線ネットワークを構築します。

オ 消防・救急デジタル無線の整備

電波法の改正により、消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式へ転換の決定を受け、本年度から、導入するに当たっての基礎データの収集を行うなど、整備に向け、計画的に事務を推進していきます。

(2) 消防施設の整備

ア 消防署所の整備

青葉消防署青葉台消防出張所（仮称）は平成 22 年度、奈良消防出張所（仮称）は平成 23 年度の完成を目指し、用地の購入等を行います。

イ 消防車両の整備

NOx・PM法の規制対象車両及び更新年数を超過し、経年劣化の著しい車両を優先して更新します。

ウ 消防水利の整備

地震災害時等の消火栓使用不能時の消防水利対策として、防火水槽を計画的に整備します。